

令和4年6月24日改正

# 株式会社ツカモトコーポレーション 定款

株式会社ツカモトコーポレーション

大正9年1月5日	制 定
昭和38年9月26日	全文改正
昭和40年5月28日	事業目的追加
昭和41年5月30日	一部改正
昭和42年5月30日	発行する株式の総数増加 商法改正に伴う変更
昭和45年5月29日	一部改正
昭和47年5月30日	事業目的追加
昭和48年5月30日	発行する株式の総数増加
昭和49年5月30日	一部改正
昭和50年5月30日	商法改正に伴う変更等一部改正
昭和57年6月29日	商法改正に伴う変更等一部改正
昭和59年6月29日	事業目的追加
昭和63年6月29日	一部追加
平成3年6月27日	商法改正に伴う変更等一部改正
平成5年6月29日	商号変更
平成6年6月29日	商法改正に伴う変更等一部改正
平成11年6月29日	商法改正に伴う変更等一部改正
平成13年6月28日	事業目的追加等一部改正
平成14年6月27日	株主名簿の閉鎖の廃止および商法等の改正に伴う変更
平成15年6月27日	商法改正に伴う変更等一部改正
平成15年10月1日	商号変更および事業目的変更
平成16年6月29日	事業目的追加および定款授權による自己株式取得の条文新設
平成17年6月29日	取締役の任期を1年に短縮
平成18年6月29日	会社法等の施行に伴う変更およびWEB開示制度、取締役会の書面決議制度、監査役の責任限定等の導入
平成20年2月28日	単元未満株式の買増し制度の導入
平成21年6月26日	株券電子化に伴う変更等一部改正
平成27年6月26日	事業目的変更 公告方法変更 会社法等改正に伴う取締役の責任限定等の導入
平成29年10月1日	発行可能株式総数および単元株式数変更
令和4年6月24日	事業目的変更と追加 会社法改正に伴う株主総会資料の電子提供制度導入に伴う変更

当社は大正9年1月5日に設立されたものであるが、その事業は遠く文化9年に塚本定悦の創始した紅屋に発祥したものである。紅屋の事業は爾来塚本一族の経営により漸を追って繁栄し、終に株式組織に改められたのである。

塚本一族及び当社が従来その事業の経営に当って遵守して来た方針は、一つには、単に法律を忠実に遵奉するのみでなく、進んで道義を根拠とすることにあつた。又二つには、事業の内外に対し共存同栄を主義とすることにあつた。その結果として、内においては、役職員その他の従業員一同は相親愛し、互に信頼し、一体となって勤勉誠実に業務を行ってきたのである。又外に対しては信義を重んじ、商業道德に遵拠し薄利広商によって世益に貢献することを努めてきたのである。

抑事業経営の態様は、時勢の進移に伴って変更されなければならないことは当然であるが、右に述べた紅屋創設以来の、営業の大方針ともいふべきものに至つては、当社の存続する限り永く伝承継受されてよいと思われる。よつて昭和24年2月13日当社定款全部を改正するに当り定款の冒頭に当社の由来を記すると同時に、従来の事業経営の方針を掲げ且つ聊かその趣旨を闡明するものである。

# 株式会社ツカモトコーポレーション 定款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は**株式会社ツカモトコーポレーション**と称する。  
英文で、TSUKAMOTO CORPORATION CO.,LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業およびこれに関連する業務を営むこと、  
並びに、次の事業を営む会社の株式を所有することによる当  
該会社の事業活動の支配および管理することを目的とする。

(1) 下記物品に関する製造加工、販売、賃貸および輸出入

- ① 着物・帯・和装小物
- ② 婦人服・紳士服・婦人服地・子供服地
- ③ カジュアルウエア・ユニフォーム・子供服・ベビー服
- ④ 履物・鞆・装身具・かつら
- ⑤ マネキン人形・陳列器具・ディスプレイ器具
- ⑥ 文具・玩具・家具・室内装飾品・寝具
- ⑦ ビル管理に附帯する資材、器具、消耗品

(2) 下記物品に関する製造、販売、賃貸、修理および輸出入

- ① 服飾品雑貨・日用品雑貨・化粧品
- ② スポーツ用品
- ③ 宝石・貴金属
- ④ 美術工芸品・骨董品・古物
- ⑤ 健康機械器具・健康食品

- ⑥ 繊維原料・織物・編物・糸・綿・これらを材料とする製品
  - ⑦ 羽毛・毛皮・皮革・人工皮革・これらを材料とする製品
  - ⑧ ゴム・フェルト・プラスチックフィルムシート・不織布・硝子・紙・これらを材料とする製品
  - ⑨ 電気機械器具・健康機械器具・事務用機器・空調機器・浄水器
  - ⑩ 建築用資材
  - ⑪ 食品、清涼飲料水、酒類、菓子
- (3) 前記各号に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権の売買および賃貸ならびにノウハウの提供
  - (4) 各種催物の企画、制作および運営
  - (5) 販売促進に関する企画、立案ならびに販売促進用パンフレット等の製作販売
  - (6) 店舗・ディスプレイの企画、設計、施工および監理
  - (7) 出版物、印刷物、映像物の制作、発行および販売
  - (8) 広報、広告に関する企画および製作
  - (9) 不動産の保有、運用、管理、賃貸、売買、仲介ならびにコンサルティング業
  - (10) 建築工事業ならびに内装仕上工事業
  - (11) 建築物、建造物、駐車場およびその附属設備の維持ならびに経営管理業務の請負
  - (12) 建物の清掃衛生、設備保全、保安各管理および収支、契約に関する業務ならびに環境衛生、空気環境等の測定および設備、機器の修繕

- (13) 倉庫業
  - (14) 一般貨物自動車運送業、自動車運送取扱事業
  - (15) 物品仕訳、納品代行等の物流サービス業務
  - (16) 一般および特定労働者派遣事業
  - (17) 旅行に関する企画・斡旋および実施
  - (18) ホテル、旅館、レストランの経営
  - (19) タイプ印書、謄写印刷、電話交換等サービス業務の受託
  - (20) 伝票発行、計算事務等の受託業務
  - (21) タバコ類の小売販売および公衆電話の取扱いに関する業務
  - (22) 総合リース業
  - (23) 損害保険代理業ならびに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
  - (24) 損害保険会社に対する特定証券業務（証券取引法第65条の2第11項）の委託の斡旋および支援
  - (25) 生命保険の募集に関する業務
- 2. 会計事務、経理事務および給与計算事務の受託業務
  - 3. 金融業
  - 4. 前各項に附帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、東京都において発行される日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、793万8千株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてその都度これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集地)

第15条 総会招集の地は、本店の所在地またはこれに隣接する地とする。



(招集権者および議長)

- 第16条 総会の招集および議長は、取締役社長がこれに当る。  
取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が当る。

(電子提供措置等)

- 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第19条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。  
この場合には、株主または代理人は、総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

(員数・選任方法)

第20条 当社の取締役は9名以内とし、株主総会で選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(代表取締役)

第23条 取締役社長は当社を代表する。

2. 前項のほか、取締役会の決議をもって前条の取締役中より会社を代表すべき取締役を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して会日から3日前にその通知を発するものとする。ただし緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第26条 当社の業務執行方法および取締役会の運営その他については、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

## 第5章 監査役および監査役会

(員数・選任方法)

第28条 当社の監査役は4名以内とし、株主総会で選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第31条 監査役会を招集するには、各監査役に対して会日から3日前にその通知を発するものとする。ただし緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第32条 当会社の監査役会の運営については、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第35条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(期末配当金の除斥期間)

第36条 期末配当金は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。未払期末配当金については、利息をつけない。